

一般職の職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十七号

一般職の職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)

の一部を次のように改正する。

第二十条の二第四項中「校長」の下に「、副校長」を加える。

第二十条の三第一項中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。

第二十条の四中「教員」の下に「本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、」を加える。

別表第三の口の表の備考(一)及びハの表の備考(一)中「~~教頭~~」を「~~教頭~~、~~副教頭~~」に改める。

別表第七のハの表及びニの表中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第二条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四

十六年十二月奈良県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第一項中「校長」の下に「、副校長」を加える。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。